

第二編

產業報国会運動

第一章 産業報国会運動の発足

愛知県警察部「労資整調組織案」

しかし、日本の代表的な重工業地帯である名古屋の資本家の見解も、あるていど反映した文書であり、産報運動の具体的な先駆形態として、留意すべきであろう。

第一節 産報運動の芽ばえ

すでに一九三三年六月、「日本主義」を主張する日本産業労働俱楽部が、創立声明書のなかで、「我等は日本労働者たるの自覚に基き、労働運動の基綱を国家的信念の上に置き国家存立の尊嚴に対しては確固たる認識を保ち、産業立国を第一義とするものでなければならぬ」と述べている。さらに、かれらは「労働報国」の標語を掲げて、「この標語こそは吾々労働者が産業人として深く胆に銘じて実践しなければならない」とし、「労働者は労働に依つて国家に報ずる此の大精神に依つて相共に此の一大国民運動に参加されんことを」と訴えた。このような思想は、産報運動の一つの原型ということができる（菊川忠雄「産業報国読本」一九四一年刊など参照）。

ところで、一九三七年一二月一〇日には、愛知県工場課長荒川又市が中心となつて立案した「時局対策労資整調案」が同県警察部案として発表された。この案は、さらに一九三八年二月、「労資整調組織案」（警察部公案）に発展したが、ちょうど後述する協調会の「労資関係調整方策」が公表されたので、実施にいたらなかつた。

二、組織の指標

時局に対する事業主及び労務者の認識を深くし、特に事変に於ける各自の職責を完ふせしめ以て産業報国の誠を致さしむるに在り。

三、組織の基本要件

1 完全なる労資一体精神の把握に基くこと（単なる個人的利益の妥協を目的とするものに非ずして国家・民族の發展を基調とする以上必然に「産業道の確立と労働道の体得」を前提とするものなること）。

2 労資関係が日本民族の現地位及び其使命達成の線に添ふものなること。

3 日本に於ける労働法（労働正義）発展の線に沿ふものなること。

会、県工場課、特高課、社会教育課、職業課、其他学識経験ある者。

4 愛知県の客観的条件に適応すべきこと。

四、組織の方法（略） 五、組織の活動方針概観

1 本案の実行に必要な団体として「時局対策労資懇談会」を結成し、之に適當なる方策を研究し又は官庁側の方針の内示を受けたる事項を検討し、更にプレーントラストたる「産業協力実践委員会」に於て適當なる実践方策を樹立して之を各工場懇談会に移譲す。

2 各工場懇談会は上部組織との有機的関係下に於て活動すると同時に、各自独自の立場より産業協力の方策案を作成し、工場内の実行案となすこと。

3 各工場懇談会は常に民族的目標下に於て活動するものなること。

4 労働紛争は第一次的に（原則として）工場懇談会に於て防止する様努力せしめ、若し之に於て抑制し能はざる場合は、更に少数の委員を選び、「紛争防止工場委員会」を結成し官庁側を入れて第二次的に解決策を懇談せしむ。而も抑制不可能なるときは、第三次的たる「労資紛争特別委員会」に持込み解決すること。

5 労働問題研究会は軍、官、工場側の自由懇談会とし必要により他の団体と連絡して指導的役割を果すこと。

六、工場懇談会の組織に於ける参考事項（略）

七、各団体の組織内容及び役割

1 時局対策労資整調懇談会

〔〕組織 商工会議所、工業研究会、中産聯、工場会、協調

（イ）役割 労資整調運動の直接関係団体とし、隨時会合を開きて左の如き産業協力の為め必要な事柄の懇談をなす。

（ロ）（ア）労資事情の交換及び官庁側との連絡。（ロ）産業協力方策の研究。（ハ）各工場懇談会の目標決定。（ニ）労働紛争防止に就いての懇談。（ホ）時局問題の懇談。

2 産業協力実践委員会

〔〕組織 労務管理者、学識経験ある者及び官吏を以て組織す。

（イ）役割 本案の実行に必要な方策を研究創案し、或は各工場懇談会との交渉に當る等の専門的会合たらしめ常時開催する。

3 工場懇談会

〔〕組織 各工場内に於て事業主、労務者双方より数名宛の代表者を出さしめて組織す（要求に依りて官庁側を参加せしむる）。組織方法は各工場の自主的態度に一任する事。

（イ）役割 懇談会の運用は原則として各工場に一任されるも、本運動の基本組織たる立場より渺く共左の項目を実行すること。

（イ）産業協力方策の研究の懇談。（ロ）労務者訓練方法の樹立。（ハ）時局問題懇談。（ニ）双方よりの注意希望の開陳。（ホ）紛争未然防止の為めの懇談。

4 （以下略）

八、組織に於て実行すべき当面の問題（実行要項及び実行項目）

1 国体に基く労資一体觀念の徹底

（イ）時局克服対策としての労資整調思想の徹底。（ロ）

- 生産力の維持拡張の為めの共同犠牲精神の昂揚。(ハ) 小我を捨て大我に就く精神の体現。
- 2 労働紛争防止案
(イ) 時局対策工場懇談会の結成、活動(別記略)
- 3 労働時間の合理化
(イ) 労働時間の限度に対する正しき理解(別記略)。
(ロ) 休日休憩の合理化(別記略)。(ハ) 休暇制度。(ニ) 交替制其他勤務方法の合理化。
- 4 休養方策の確立
(イ) 就業時間の延長に伴う休養方法の実施。(ロ) 栄養方策。(ハ) 予防衛生制度確立。
- 5 物価騰貴其他より来る生活圧迫の緩和救済
(イ) 貸銀及び手当問題。(ロ) 食堂問題。(ハ) 医科設備(主として治療)。(ニ) 共済組合。
- 6 災害防止施設の強化(略)
- 7 職工養成訓練方策
(イ) 職工養成、訓練に就ての自覚。(ロ) 未成年工の待遇方法。(ハ) 青年学校其他の社会教育。(ニ) 特殊訓練に就て。
- 8 工場体育(略)
- 9 応召労務者待遇方策の樹立(略)
- 10 帰休労務者待遇方策(略)
- 11 労務者に対する方策
(一) 国体の尊厳と産業協力精神の体得(略)
(二) 時局認識と戦時体制下に於ける生産の意義(略)
(三) 労務者道徳の昂揚(略)
(四) 生活刷新(略)

四 労務者の統後活動(略)

ちょうど同じころ、警視庁調停課においても研究がすすめられ、一九三八年二月、「意思疎通施設の代表的形式」と称する通牒を各事業場に発した。その内容は、つぎのとおりである。左の文書は、じつさいに通牒されたという意味で注目をひく。

一、名称

意思疎通施設は一般に労働委員会又は工場委員会と称へらるるも實際上存在する名称は茶話会、懇談会、協議会研究会、委員会等なり。

二、組織

イ、委員の選出 事業主及び課長其の他の幹部数名なり。労働者側委員は労働者側の互選による(一元制)ものと労働者の互選に依る委員に更に労働組合の幹部を加へたるもの(二元制)とあり。

ロ、委員数 事業主側は事業主及び課長其の他の幹部数名なり。労働者側は工場の状態によつて異なるも、大工場に在りては数十名に上るものもあるも普通五名乃至十名位なり。

ハ、議長の選出方法 議長は何れも事業主側に於て之を占有す。

三、議事の範囲

労資間の一切の問題に亘るを適當とする。

四、会議度数

毎月一回位を適當とするも少く共三、四回開催するを要す。

五、議事様式

議事制と懇談制あるも普通懇談制を採用す。議事制とは議案を票決に問ふもの、懇談制とは懇談事項とし單に懇談的に意見を交換し票決せざるもの。

六、議事の採否及び実行

議事が懇談に止まるものは懇談事項を事業主に於て労働側の希望実現に努力す。議事を多数決とする場合は事業主が更に採択するか又は満場一致可決の場合にのみ実行する。

第二節 産業報国聯盟

すでに第一編で述べたとおり、労働者の自主的組織・労働組合が壊滅すると、それにかわって産業報国会（産報）が出現した。一九三八年から、経営者と労働者を一つの団体に組織して、「事業一家」

「産業報国」のスローガンのもとに、労資協調をたもち、軍需生産に協力する産業報国聯盟の結成運動がはじまつたのである。

一九三八年二月二日、財團法人協調会は、時局対策委員会をひらき、「戦時並に戦後に起るべき社会問題の様相を討議し」、傷痍軍人対策、労働力需給・調整、労働保護政策、銃後の社会施設、労資関係調整方策および思想対策の六項目を、具体的な研究課題としてとりあげるよう決定した。そして同委員会は、當時もっとも緊急を要した傷痍軍人対策と労資関係調整方策の二項目について、審議研究の結果を、三月三〇日に可決発表したのである。

協調会の労資関係調整方策は、「事業一家・家族親和」の精神を普及し、戦力増強のため、「皇國の興隆に貢献する」労働の統制政策であり、この具体化が産業報国会運動であつた。そして、「労資関係の指導精神の確立及び労資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策」を内容とする要綱を、政府当局、内務・文部・商工・陸軍・海軍・厚生各大臣、企画院総裁に建議し、実現を要請した。

協調会時局対策委員会「労資関係調整方策」

(甲) 労資関係の指導精神の確立

労資関係の指導精神（骨子）

産業は、事業者従業員各自の職分によつて結ばれた有機的組織体であり、而も産業究極の使命は、産業の発展によつて国民の厚生を図り、以て、皇國の興隆、人類の文化に貢献することである。斯かる使命の達成に当つては両者は正に一体となねばならぬ。即ち、事業者は經營に関する一切の責に任じて従業員の福祉を図り、従業員は産業の発展に協力し、事業一家家族親和の精神を高揚し、以て、國家奉仕の為に各々自己の職分を完うしなければならぬのである。

事業者の經營精神

事業者は、先づ第一に産業の国家的使命を体得し、産業報国の精神に基いてその經營に当らねばならぬ。事業は単に自家の繁榮又は幸福の為にのみ存するのではなく更に進んで、皇国の發展の為に存在しているのである。

同時に、事業が重大なる社会的使命を有する所以のものは、多数の従業員を使用するがためである。即ち、事業者は、謂はば従業員の父となってその個人的乃至社会生活を保護指導すべき責務を有するのである。單に従業員の經濟的方面のみならず、進んで、その文化的精神的方面の向上に努め、日本国民たるに相応しき教養訓練を受けなければならぬのである。

従業員の勤労精神

従業員は先づ勤労の神聖なることを自覚し、勤労報國の精神に基いて精励努力しなければならぬ。即ち、勤労は単に自己の生活の為にのみなされるのではなく、更に進んで皇國の興隆に貢献せんが為になされるのである。従業員は、須らく産業人と

しての自己の職を自覚し、規律を厳守し、技術を練磨し、智徳を高め、以て事業の発展に協力しなければならぬのである。

(乙) 労資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策

一、各事業内に右の指導精神を普及徹底する為の機関を設くること。

イ、この機関は事業者及び従業員の意思疏通を図るのみならず、この機関を通じ産業の発展、従業員の福祉を齎らすべき各種の施設を行うこと。（例へば待遇改善、能率増進、保健衛生、福利共済、教育修養慰安娯楽等）

ロ、既存の機関例へば健康保険組合、共済会、安全委員会、工場委員会等を有する事業場に於ては、此等の機関を利用し、漸次完璧を期すること。

ハ、（略）

二、文部当局と協力し、学校教育の中に、日本精神の普及を図る方法を講ずること。

イ、小学校、中学校の教科書に「産業と国家」及び「勤労と國家」の如き章を設け、若き時代から産業報国、勤労報国の精神を涵養すること。

ロ、大学、専門学校の講座に「産業概論」「勤労管理」「厚生政策」の如きものを設けてこの精神を普及すること、殊に技術系統の学校に於て斯かる方面的の教育を施すことは各方面からの要望である。

ハ、会社工場の労務方面に就職希望の学校卒業生に対しては、適當なる機関に依つて一定の期間産業労働に関する教育を施し、産業経営の指導精神を体得せしむること。

右のような方針は、一九二〇年に協調会が創立された當時、階級対立の存在を認めたうえで、労資協調の必要を説いていたのにくら

べると、大きな変化であった。そして、この根本方針にもとづき、「労資調整方策の精神を発揚し労資関係調整の完璧を期するため、各事業場に右精神を具現する為の機関の設置を勧奨し且つその指導連絡に當る中央機関」の組織が、日程にのぼってきたのである。一九三八年七月一五日には、貴族院議員河原田稼吉、厚生省労働局長成田一郎、協調会常務理事長岡保太郎、愛國労働農民同志会会长松本勇平、協調会常務理事町田辰次郎、社会大衆党三輪寿壯、全国産業団体聯合会常務理事膳圭之助の七人が、産業報国聯盟創立準備委員として委嘱された。

かくて、創立準備委員長には、河原田稼吉が就任し、聯盟綱領、規約、創立趣意書および役員の人選を決定し、七月三〇日、聯盟結成式をかねて第一回理事会をひらき、ここに「官民一致の国民運動」として、産業報国聯盟が創立された。

産業報国聯盟創立趣意書

今や我国は未曾有の歴史的転換に際会し、国内外の情勢また真に重大を極め、日本国民たるの使命は容易ならざるものがある。斯かる非常の難局に方りては、举国一体、国家の総力を挙げてこれが措置に遺憾なきを期すべきは勿論特に産業労働問題の重要性に鑑み、これが万全の方策を講ずることは喫緊の急務である。

曩に財團法人協調会は時局対策委員会を設置し、戦時戦後の重要対策の一として、労資関係指導精神の確立、並にその普及宣揚に関する諸方策を得たのである。右委員会の決議に基き、官民朝野の協力の下に、茲に産業報国聯盟を創立し、全産業人に対し産業報国会の精神を普及徹底すると共に、この精神を具現すべき組織を整備し以て産業道義化運動に邁進せんとするものである。

惟ふに光輝ある日本の歴史は皇室を中心とし、皇國一家の理想を根本として万邦に比類なき国体を伝へている。即ち我が国は一

君の下万民相率いて奉公の誠を效し、聖沢遍く蒼生し湿して赤子のその処を得ざる者なきを以て理想とする。されば皇國の産業に於ては労資の対立もなければ、各事業者の抗争も存在しない。労資一体、全産業人一体となつて、國運の進展に資するを以て第一主義とすべく、斯くして始めて産業の發展と國民の厚生を期することができる。凡て産業に従事する者は、陛下の赤子として忠実にその職分を完了し、事業者は至誠以て經營指導に任じ従業員の福祉を図り、従業員は精励刻苦技術を練磨し、協心戮力以て事業の發展に貢献しなければならぬ。

若し全産業人が齊しく思を国体の本義に潜め、皇國産業人たるの自覚を以て産業報國の誠を尽すならば、期せずして産業の平和は確保せられ産業に家族的親和の情は横溢し、産業の發展と国民の厚生とは自ら達成し得るのである。

皇國三千年の歴史は燦然として我等日本国民の頭上に輝いていふ。明治維新以来七十年の躍進はまさに世界の驚異である。肇国の大精神、明治維新の大氣魄は脈々として我等の血管を流れつゝある。この大精神大氣魄を父祖に受け継いだ昭和日本一億の同胞は、如何なる難局に遭遇しようとも、之を開拓し克服し得ないことは絶対にあり得ないのである。（後略）

産業報國聯盟 総領

一、我等産業人は國体の本義に則り産業の國家的使命を体し全産業人の協力に依り産業報國の実を挙げ以て皇運扶翼の使命を完了せむことを期す

一、我等産業人は産業は資本經營勤労三者の有機的に結合せる一体なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に当たり従業員の福祉を図り従業員は忠実に其の職分を尽し労資一体事業一家の実を挙げ、以て産業の健全なる發展を期す

この聯盟は、「産業報國運動の一大中央機關」たることを目標とするが、実質は産業報國精神の普及啓蒙機關たるにとどまつた。聯盟は地方組織をもたず、また、単位産業報国会（事業場単位の報国会）の聯盟への加盟は、任意だったのである。一九三八年未単位産業報国会一一五八のうち、聯盟加盟のものは、わずか二三にすぎなかつた。

産業報國聯盟が、このような無力な存在に終わったのは、なによりも全國産業團體聯合會の圧力によるものであつた。全產聯は、聯盟が、単位産業報国会を通じて各企業に介入することを恐れ、とくに関西側は、協調会の原案にたいして修正を主張したのである。全產聯に代表される資本家たちは、産報運動を精神運動としてのみ推進することを強調した。協調会の産業報國聯盟案が「産業報國聯盟と産業報国会との関係は、何等強制を伴ふものに非ずして、飽迄も精神的道義的のものたること」と規定した事実は、資本家側の主張を受けいれざるを得なかつたことを示している。

しかし、この間に単位産業報国会は、一九三八年未一一五八、一九三九年未一万九六七〇（組織人員二九八万九九七六名）、一九四〇年六月三万四九二九（三七三万三一一〇名）と増大していった。そして、太平洋戦争開始の直前、一九四五年九月末には、単位産業報国会数四万六三〇三、産報結成事業場数七万〇六七九、その組織人員四一八万三〇五〇人になつたのである（産業報國聯盟「産業報國」終刊号による）。

この単位産業報国会の設立を推進したのは、厚生省労働局、内務省警保局などを中心とした官僚であり、その手足になつたのは、警視庁および各道府県警察部であった。各道府県警察部は、昭和初年以来、労働争議のいわゆる事実調停（労働争議調停法によらない調停）に積極的に関与し、労働行政の中核となつていたのである。各

道府県警察部は、労働争議の事実調停の経験を通じて、各企業の内部に労資の意思疎通機関を設けることの必要性を認識するようになつてきた。たとえば、前述した愛知県警察部の「労資整調組織案」（一九三八年二月）、あるいは警視庁の意思疎通機関の設置勧奨（通牒「意思疎通施設の代表的形式」、一九三八年二月）などの実例をあげることができる。一九三八年四月に協調会の「労資関係調整方策要綱」が建議されて以後、政府は、五月に警察部長会議、六月特高課長会議、労働争議調停主任官会議などをひらいて準備をすすめ、八月の産業報国聯盟創立直後、厚生・内務両次官より各地方長官にあてた通牒「労資関係調整方策実施ニ関スル件」で、全国各地について産業報国会が組織されていった。

厚生・内務両次官通牒「労資調整方策実施ニ関スル件」

（昭和十三年八月二十四日）

（前略）事業ノ經營ニ当ル者ハ事業ハ單ニ自己ノ利益ノ為ニノミ存スルニアラズ國家ノ發展ノ為ニ存スルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報国ノ精神ヲ以テ經營ノ任ニ当ルト共ニ從業員ニ対シテハ物心兩面ニ亘リ其ノ福祉ノ増進ニ努ムル所ナカルベカラズ又勤労ヲ以テ産業ニ從事スルモノハ勤労ハ單ニ自己ノ生活ノ為ニノミ為サルルニアラズ國家ノ興隆ニ貢献スルガ為ニ為サルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報国ノ精神ヲ以テ勤労ニ努メ忠実ニ其ノ職分ヲ尽シテ事業ノ發展ニ協力スル所ナカルベカラズ叙上勞資一体産業報国ノ精神ハ労資関係ヲ規制スル根本ノ基調ニシテ本精神ヲ普ク労資双方ニ対シ涵養徹底セシムルコトハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ喫緊ノ要務ナリト認メラル本件ニ関シテハ先般來各種ノ會議ニ際シ既ニ屢々訓示指示セラレタル所ニシテ各位ハ其ノ趣旨ニ従ヒ既ニ御配慮中ノコトトハ思料セラルモ今回別添ノ如キ労資關係調整方策要綱ノ決定ヲ見タルニ就テハ爾今本綱ニ依リ実施相

成所期ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

労資関係調整方策要綱

一、労資双方ニ対シ皇國産業ノ本義タル労資一体産業報国ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト

各種会合等労資ニ接觸スル機会ヲ捉ヘテ本精神ノ強調宣揚ヲ図リ他面之ガ為ノ講演会懇談会等ヲ開催スルコト

二、各事業場内ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ団体（例へバ産業報国会）ノ設置ヲ勧奨スル

（一）組織

事業主・從業員双方ヲ含メタル全体組織ノモノタルコト

（二）目的

事業主・從業員双方ヲシテ産業ノ國家的使命ヲ体シテ労資一体産業報国ノ精神ノ把握並ニ実践ヲ期セシムルコト

（三）事業

（イ）懇談会ノ開催

労資懇談ノ機関（委員会）ヲ設ケ産業報国ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇、福利、共済、教養其ノ他各般ノ問題ニ亘リ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力ヲ実現シ労資一体産業報国ノ実ヲ挙グルニ努ムルコト

委員ノ決定、委員会ノ構成並ニ会議ノ方法等ハ各事業場ノ実情ニ応ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ從業員タル委員ニハ從業員自ラ選ビタルモノヲ加フルヲ適當トス
（ロ）教養、保健、福利、共済、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本団体ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本団体ノ事業トシテ行フコト

（四）略

(五) 本団体設置ノ勧奨ハ大体從業員百人以上ノ事業場ヲ以テ

差当リノ目標ト為スベキモ事業場ノ事情ニ依リ適宜考慮ス

ルコト

(六) 略

(七) 略

(八) 本団体ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ労働組合ノ解散ヲ

強フルガ如キ拳ニ出ヅルコトハ之ヲ避ケシムコト

事の人選に不満だったものである。

全体としてみれば、産報運動と労働運動の関係は、中間派のいわゆる日労系が積極的協力、労働組合を解体して産報組織一本でいく

という態度を示したのにたいし、右寄りの社民系・日本労働総同盟は消極的協力の方針をとったことが特徴的である。それはなぜか。

第一に、中間派は産報参加によつて失うなものもないほど組織的に弱体であったが、総同盟系は、まだある程度の組織を保持していたこと。

第三節 産報と労働組合

労働運動の指導者も、ぞくぞく産報運動に追随し、参加した。この運動にたいして社会大衆党は、労働組合解消・産報一本化方針で全面的に賛成し、三輪寿壯を産業報国聯盟の理事におくつた。一方、日本労働組合会議は、産報運動の趣旨に賛成し、やや消極的ではあるが連盟に協力した。全日本労働総同盟は、「団体協約締結の職場および未協約なるも事業主と労働組合とのあいだに十分意思疏通のおこなわれるところでは、相互の協力により産業報國の実をあげつつある。したがつて、特に産業報国会と名付くものの組織は、屋に屋を架する結果となるにより、本同盟の方針を徹底して、実質的に産業報國の實現に邁進すること」と批判しながら、「未組織の職場でも、本同盟の影響下の従業員に連絡して、産業報國組織の促進に努力し、事業主の産業報国会設立の意志なきときは、地方長官に進言して努力する」よう指示した。また、日本主義労働運動の立場にたち、産報運動を推進してきた日本労働組合総聯合、日本産業労働俱楽部などは、社会民主主義的組織を包容することや、聯盟理

には、二〇年来の反共の闘士である総同盟系幹部より、中間派幹部の方に積極的なゼスチュアを示す必要が大きかったこと。

第三に、総同盟系幹部のあいだの最大関心事は労働組合の組織的強化であり、もはや「革命」など念頭になかつたが、中間派幹部にとっては「革命」を否定しきれず、かえつて軍部・革新官僚との結びつきに活路を見出そうとする指向が強かつたこと。

すでに述べたとおり、産業報国会運動の主導権は、産業報國聯盟の成立以後、徐じょに厚生・内務官僚の手中へ移つていつた。一方、下部組織をもたない産業報國聯盟は、単なる産業報国会運動の旗ふり役にすぎなくなつていつた。そして、ついに一九三九年四月、産業報國聯盟は規約を変更し、「本聯盟は政府と協力し産業報國の精神を全産業人に普及徹底し其の実を擧ぐることを以て目的とする」として、当初の構想であつた単位産業報国会の全国的連盟体となることを断念し、産業報国会運動の側面から、これに協力することとなつたのである。

産業報国会運動の主導権は、完全に厚生・内務両省、とくに厚生省労働局・内務省警保局が握つた。一九三九年四月二八日付で、厚生・内務両次官は、各道府県長官にあて、「道府県産業報國聯合会

ノ設置ニ関スル件」で通牒を発した。道府県産業報国聯合会は、各道府県ごとに、単位産業報国会を組織する役割を担い、その目的は、「地方官庁ト協力シテ産業報国会ノ指導連絡及其ノ共同目的ノ達成ヲ圖ルコト」にあるとされた。これ以後、産業報国会は、形式のうえでも「官民一致の国民運動」としての色彩がうすれ、労働行政の末端組織に転化してしまった。

ときあたかも一九三八年初頭の第七三議会には、国家総動員法案が提出された。この法案は、国民生活のすべての部門を、勅令によつて政府の統制のもとにおくことを認めさせるもので、戦時動員の根幹をきずこうとする措置であった。同法案は三月に議会を通過し、それからわずか四カ月後には、第六条がさっそく適用され、労働者の雇入、解雇、賃金、労働時間などが統制され、その後、他の条項の全面的発動の過程で前述のように産業報国聯盟が改組され、単位産業報国会は協調会からはなれて国家の一元的統制のもとに組みこまれたのである。こうして、厚生省を労働行政計画機関とするならば、産報はその執行機関である、といわれるようになつた。

一九三九年五月、社会大衆党常任委員会は、総動員体制のいゝそうの強化のために「産業労働の組織を部分的階級的組織より、国家的全体的組織に発展せしむる」べきだという理由で、労働組合の解散と、産業報国会の国家機構化を主張した。これにたいして総同盟系幹部は「組合を解散するべからず」と主張し、右翼社会民主主義者の内部に対立が起こり、七月、全日本労働総同盟は分裂した。これは、産業報国会が労働者を全面的に把握できないという本質を背景にしながら、国家統制を一元的に強化することにより戦時労働動員をおこなうべきだとする中間派幹部にたいして、頻発する争議と伝統的な労働組合組織を土台にして、その組織地盤を維持し、戦時労働統制とのあいだに独自の役割を見いだそうとする総同盟系幹部

との対立であつた。

社会大衆党幹部が戦時労働統制に積極的に参加し、総同盟系幹部がストライキ絶滅の方針をとつて以来、労働争議にたいする労働組合の関与率は急速に低下し、一九三九年は、それが一〇%にすぎなかつた。この結果、きびしい弾圧のなかでの労働者の孤立分散した闘争は、あいついで敗北せざるをえなかつた。産業平和、労資協調、争議絶滅、戦時労働統制、その具体的な形態としての産業報国会運動が、この労働者の敗北を、思想的にも組織的にも保障したのであつた。政府は、一九三九年五月に「産業報国会指導方策要綱」を通牒し、六月には鉱業報国聯合会の設置を決定した。

第二章 大日本産業報国会の結成

一九四〇年七月には、社会大衆党と日本労働総同盟が解散した。残っていた労働組合もほとんどが解散し、産業報国会へ組みこまれていった。第二次世界大戦前の労働運動は、ここで終止符を打つことになった。労働組合幹部の多くは「全従業員の身分、待遇、その他諸問題をとりあげ、産報機関を通じて労働組合的役割を可能なら限り果すことを自慰的に口実としながら、産業報国会の役員として転身した（「東交史」）。

一九四〇年一一月八日、閣議決定をみた「勤労新体制要綱」は、産報運動をつぎのように規定している。——「國体の本義に基く皇國産業の本質と、皇國産業人の真使命に立脚して産業報国精神を確

立し、其の普及徹底を図ると共に、新産業勤労体制を樹立して、其の全機能を振興発揚し、天業を翼賛し奉らんとする官民一体の組織的国民運動である」と。産業報国聯盟自体も、「我国現下の内外状勢は日に月に緊迫を増し銃後生産の重大職域を担当する産業人の使命弥々重大を加ふるに至つたのである。此の秋に当り産業報国運動を新たなる拍車の下に飛躍せしめ、新たなる構想の下に、進展せしむべき強力なる中央機関を設置することは正に不可避の要請である」と声明した（「産業報国」終刊号）。

かくて、労働組合の廃墟のうえに、一九四〇年一一月二三日、大日本産業報国会が結成されるにいたつた。それは五五〇万の労働者を組織したが、労働組合とは似てもつかぬものであり、内務省および厚生省が支配する膨大な戦時動員と抑圧の官僚機構であった。産報は、労働者を強制的に軍需生産へかりたて、資本家には無制限の搾取を保証する奴隸的労働の組織であった。こうして戦争体制は完成され、翌一九四一年末に、いよいよ太平洋戦争が開始された。

一九四〇年一一月二三日、東京で開催された大日本産業報国会の創立総会ならびに創立記念大会の模様を、内務省警保局編「社会運動の状況」（昭和一五年）は、つぎのように記録している。

当時は午前九時より創立総会を開催、金光厚相以下官民創立委員約二百名出席、北村労政課長の開式の辞によりて開会、宮城遙拝、国歌斉唱、詔書奉読（厚生大臣）戦歿竝に傷痍將兵に対する感謝黙禱の後、金光厚生大臣の挨拶、児玉厚生次官の経過報告ありて議案審議に移り同次官より創立宣言、綱領、会則の各案を簡單に説明、満場一致を以て可決し、次で役員を発表、午前十時三十分閉会したるが、閉会直後金光總裁以下役員代表十名は明治神宮に参拝之が報告を行ひたり。

之と時を同じうして日比谷公園に集合したる東京市を中心とせ

る産業報国会員及府県代表約一千二百名は之を大隊編成とし隊伍を整へて行進を開始し宮城遙拝、靖國神社の参拝を行ひて職分奉公の決意を新にし創立総会に於て新に選任せられたる役員に迎へられて会場（軍人会館）に至りたり。

斯くて午後一時より創立記念大会を開催（出席者約一千六百名）、理事君島清吉の開会の辞に次で午前と同様、宮城遙拝、国歌斉唱、詔書奉読、戦歿傷病將兵に対する感謝黙禱等ありたる後、湯沢理事長の経過報告、平生会長の創立宣言、並に宣誓文の朗読、綱領の発表あり続いて金光總裁の告辭、近衛總理大臣（代理星野企画院總裁）、安井内相、小林商相、大政翼賛会總裁（代理後藤文夫）の祝辭を終へ、金光總裁の发声により聖寿万歳、星野總理大臣代理の发声による大日本産業報国会万歳を唱和して閉会せり。

閉会後陸軍省情報部長松村秀逸大佐の「新秩序への発展」と題する講演並に工場音楽団の合同演奏、松竹移動劇団の「楠公桜井の駅」の上演ありて散会、茲に全産業報国会を其の組織基底とする大日本産業報国会は力強き發足を為すに至りたるが本会の使命とする所は飽迄大政翼賛運動の一翼として、本運動の組織並に機構の整備充実に強力なる指導統制を行うと共に進んで、高度国防国家建設の主体条件たる勤労新体制の確立の推進力たらんとするにあり、一般産業労働界も挙げて本会の活動に期待をかけつつあるを以て本会の結成は国家的に重大なる意義を有するものと認められる所なり。

・ 大日本産業報国会創立宣言

今や世界は未曾有の転換期に際會す。皇國亦東亜新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんとす。その使命洵に宏大なり。然れども高度国防国家体制とその根幹たる新産業労働体制を確立するに非ざれば、何んぞその使命を果し得べけん。

凡そ皇国産業の真姿は、肇国の精神に基づき、全産業一体、事業一家、以て職分に奉公し皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は、資本経営労務の有機的・一体を具現し、皇民勤労の真諦を發揮し、以て國力の増強に邁進せざるべからず。皇國躍進の基調並に存す。我等皇国産業に与る者、夙に念ひをここに致し、洽く職場に産業報国会を組織し、産業報国精神の高揚実践に挺身し来れり。為に全産業人協心戮力の実漸く挙り、勤労の創意、能力亦大に伸暢し、産業労働界はその面目を一新せんとす。この成果と組織を総括して一大国民運動たらしむるの要今や極めて切なるものあり。

皇紀二千六百年の秋、新嘗祭の佳き日をトし、我等ここに大日本産業報国会を結成し、光輝ある新任務に就かんとす。我等の使命は、實に愛國の至情を産業報国運動に結集して曠古の國難を克服し、以て永遠不動の皇国産業道を樹立せんとするにあり。責務の重きを念ひ、決意更に新たなり。勇躍、我等行かんとす！

職場は我等にとって臣道実践の道場なり。勤労は我等にとって奉仕なり、歓喜なり、榮誉なり。手段に非ずして目的なり。艱苦欠乏何かあらん。剛健なる意志、不屈の氣概、範を垂れ衆を化し、塵烟の下、響音の裡分を尽し職に生き、以て皇國の弥栄を効さむ。

大日本産業報国会綱領

一、我等は國体の本業に徹し全産業一体報國の実を挙げ以て皇運を扶翼し奉らむことを期す

一、我等は産業の使命を体し事業一家職分奉公の誠を徹し以て皇國産業の興隆に総力を竭さむことを期す

一、我等は勤労の真義に生き剛健明朗なる生活を建設し以て國力の根柢に培はむことを期す

大日本産業報国会則

第一条 本会は大日本産業報国会と称す

第二条 本会は産業報国会を以て組織す

第三条 本会は政府と協力して産業報国運動を全国的に実施統轄指導し綱領の実現を期するを以て目的とす

第四条 本会は前条の目的を達する為左の事業を行う

一 産業報国精神の昂揚に関する事項

二 産業報国会員の教育訓練に関する事項

三 産業報国運動の指導者養成に関する事項

四 産業報国会の運営及事業の指導に関する事項

五 技能の向上其の他生産の高度能率發揮に関する事項

六 労務統制への協力に関する事項

七 福利厚生、生活指導及勤労文化の向上に関する事項

八 産業労働の調査研究に関する事項

九 一般国策への協力に関する事項

一〇 其の他本会の目的達成に必要な事項

第五条 本会に左の役員を置く（略）

第六条 総裁は厚生大臣の職に在る者之に当る
総裁は本会を統督す

第七条 会長は総裁之を委嘱す

会長は本会を代表し会務を總理す

第八条 顧問は重要会務に付会長の諮詢に応ず

第九条 審議員は関係大臣及学識経験ある者の中より総裁之を委嘱す
者の中より総裁を委嘱す

審議員は事業方針の決定其の他重要会務に参与す

第十条 理事長は会長を補佐し会務を処理し会長事故あるときは其の職

務を代理す

第十一條 理事は関係官吏、産業報国会関係者及学識経験ある者の中より会長之を委嘱す

理事は理事会を構成し重要会務を審理す

第十二条 監事は関係官吏、産業報国会関係者及学識経験ある者の中より会長之を委嘱す

監事は本会の会計を監査す

第十三条 評議員は道府県産業報国及地方鉱山部会役員の中より会長之を委嘱す

評議員は評議員会を構成し左の事項を評議す

一 歳入歳出予算

二 歳入歳出決算

三 会費の分賦徴収方法

四 資産の管理及処分の方法

五 会則の変更

六 其の他会長に於て必要と認めたる事項

第十四条 役員の任期は二年とす但し再任を妨げず

官吏にして役員たる者の任期は其の在職期間とす
補欠により就任したる役員の任期は前任者の残任期間とす

役員は任期満了後と雖も後任者の就任する迄仍其の職務を行うものとす

第十五条 本会の中央本部を東京市に置く

第十六条 中央本部の事務を処理する為事務局を置き之を局又は部に分つ

事務局は理事長之を統轄す

各局に局長を置き理事の中より会長之を委嘱す

事務局に関する規程は別に之を定む

第十七条 中央本部は必要なる産業部門に産業別部会を置くことを得

産業別部会部会長は会長之を委嘱す

産業別部会部会長は会長之を定む

第十八条 本会の経費は会費、補助金、其の他の収人を以て之に充つ

会費に関する規程は別に之を定む

第十九条、（略）

第二十条、（略）

第二十一条 本会は道府県に於ける産業報国運動を実施統轄指導する為道府県産業報国会を置く

道府県産業報国会会長は地方長官の職に在る者に總裁之を委嘱す

道府県産業報国会は必要なる区域に支部を置くことを得

第二十二条 本会は鉱山に於ける産業報国運動を実施統轄指導する為前条の道府県産業報国会の外地方鉱山部会を置く

産報の組織は、道府県産業報国会では知事（東京都では警視総監）を会長とし、厚生・内務官僚、特高警察を役員の主体として、それに資本家・学識経験者などを配置した。また、警察署単位に道府県産業報国会支部が結成され、支部長の多くは警察署長であった。各事業場では社長（工場長）を会長として、役員には労務課長、管理・監督者をおき、わずかに委員に互選による者をおいた。従来の産業報国連盟は一九四〇年一二月六日に発展的解消をとげ、また一九四一年一〇月には、労働科学研究所が、産報中央本部に統合されている。

会長 大日本産業報国会役員
貴族院議員平生鉱三郎

顧問　内務大臣、文部大臣、商工大臣、遞信大臣、鉄道大臣

企画院总裁、大政翼賛会事務総長、貴族院議員水野鍊太郎、貴族院議員郷誠之助、株式会社住友本社總理事小倉

正恒

常任顧問　貴族院議員広瀬久忠、貴族院議員河原田稼吉、貴族院議員吉田茂、古河電氣工業株式会社社長中川末吉、

満洲皮革株式会社社長片岡安

審議員　内閣書記官長、法制局長官、内閣情報部長、企画院

次官、内務次官、大蔵次官、陸軍次官、海軍次官、文部

次官、農林次官、商工次官、遞信次官、鉄道次官、厚生

次官、東京瓦斯株式会社社長井坂孝、全国製糸業組合聯

合会会长今井五介、川崎重工業株式会社社長鈴谷正輔、

全国実業協会会长岩崎清七、日本商工会議所会頭八田嘉

明、鉱山懇和会会长橋本圭三郎、修養園主幹蓮沼門三、

貴族院議員大河内正敏、日本ペイント株式会社社長小畠

源之助、株式会社大隈鉄工所所長大隈栄一、岡田文秀、

株式会社渡辺鉄工所所長渡辺福雄、日本毛織株式会社取

締役会長川西清兵衛、三井鉱山株式会社取締役会長川島

三郎、衆議院議員龜井貫一郎、協調会常務理事田沢義

鋪、王子製紙株式会社社長高島菊次郎、鐘渕紡績株式会社

社長津田信吾、衆議院議員中島弥四郎、鐵道同志会会长

中川正左、日本製鉄株式会社社長中松真郷、日本通運株

式会社社長村上義一、株式会社栗本鉄工所所長栗本勇之

助、金雞学院学監安岡正篤、石炭鉱業聯合会会长松本健

次郎、日本発送電株式会社總裁増田次郎、衆議院議員松

村光三、大政翼賛会組織局長後藤隆之助、日本厚生協会

会長伍堂卓雄、東横電鉄社長五島慶太、衆議院議員木暮

武太夫、日立製作所社長小平浪平、小林順一郎、浦賀ド

ック社長寺島健、愛知時計電機社長青木鎌太郎、日清紡績社長宮島清次郎、日本鋼管社長白石元治郎、三菱重工

業社長斯波孝四郎、東洋紡績社長庄司乙吉、東京帝大教授平泉澄、帝国アルミニウム統制株式会社社長森赳昶、

東京帝大教授末弘巖太郎

理事長　湯沢三千男

理事　企画院第三部長、内務省警保局長、陸軍省整備局長、

海軍艦政本部総務部長、文部省社会教育局長、商工省総務局長、商工省鉱產局長、厚生省労働局長、厚生省職業

部長、保険院社会保険局長、日本能率联合会理事長波多野貞夫、大倉精神文化研究所所長大倉邦彦、田中貢、中

国合同電氣株式会社社長牛尾健治、氏家貞一郎、安川電機株式会社社長安川第五郎、松本勇平、町田辰次郎、大

日本製糖株式会社社長藤山愛一郎、三井鉱山株式会社労務部長深川正夫、衆議院議員河野密、暉峻義等、君島清

吉、住友鉱業株式会社専務取締役三村起一、衆議院議員三輪寿壯、大政翼賛会組織部長清水重夫、木曾川電力株

式会社社長下出義雄、全国産業団体聯合会常任理事膳桂之助

厚生次官、日本钢管株式会社社長白石元治郎、日本ペ

イント株式会社社長小畠源之助

〔資料〕　大日本産業報国会ノ創立ニ関スル件

昭和十五年十二月十一日労発第八二〇号（
以テ厚生省労働局長ヨリ府県長官（東京

府知事ヲ除ク）鉱山監督局長宛通牒

産業報国運動ハ其ノ提唱以来関係各方面ノ協力ニ依リ順調ナル発

第二章 大日本産業報国会の結成

展ヲ示シ來リ候処時局ノ進展ニ伴ヒ本運動ノ使命愈々重且大ヲ加ヘツツアルニ鑑ミ本運動ノ強力ナル指導体制ヲ確立スルタメ之ガ中央組織ノ創立ヲ企図シ十一月六日及九日ノ両日官民各方面ニ於大日本産業報国会会則要綱ヲ決定更ニ十一月二十三日厚生大臣ヲ創立委員長トスル創立総会ヲ開催、創立宣言、綱領、会則ノ諸案ヲ付議決定、茲ニ官民一体ノ大日本産業報国会成立ノ運ビニ至リ候ニ付大日本産業報国会会則、創立宣言、綱領及役員名簿添付此段及通牒候也（添付書類省略）

〔資料〕 産業報国聯合会ノ改組ニ関スル件

昭和十五年十二月二十四日厚生省発労第八四号ヲ以テ厚生次官内務次官、連名ニテ府

県長官（東京府知事ヲ除ク）宛通牒

産業報国運動ノ指導ニ関シテハ特別ノ御配慮ヲ煩ハシ居リ候処曩ニ大日本産業報国会結成セラレ同会則第二十一条ニ依リ道府県ニ於ケル本運動ノ実施統轄指導組織トシテ道府県産業報国会規定ノ制定ヲ見タル次第ニ御座候就テハ此際昭和十四年四月二十八日厚生省発労第二七号産業報国聯合会ノ設置ニ関スル件依命通牒ニ基キ設置シタル道府県産業報国聯合会並ニ地域別聯合会ヲ別紙道府県産業報国会規定ニ依リ夫々道府県産業報国会並ニ同支部ニ改組シ本運動ノ地方組織ノ整備充実ヲ図ル様可然御配意相成度依命此段及通牒候也

記
一、一般ノ商業者ニ付テハ企業主ノミヲ以テ商業報国会ヲ結成セシメ企業主ヲ通ジテ其ノ従業員ニ対スル商業報国精神ノ徹底ヲ図ルコトトシ企業主及其ノ従業員ヲ打ツテ一丸トスル産業報国会ハ當分ノ間之ヲ設ケシメザルコト

追而産業報国聯合会ニ関スル通牒中大日本産業報国会会則及道府県産業報国会規定ノ趣旨ニ反セザル事項ニ付テハ從来ノ通ニ付左様御承知相成度

〔資料〕 商業部門ニ於ケル産業報国運動ト商業報国運動トノ限界ニ関スル件

昭和十六年一月七日一五振、第一、一〇六号ヲ
以テ商工次官厚生次官、連名ヲ以テ商業報国会

中央本部長、大日本産業報国会理事長宛通牒

今般商業報国会及大日本産業報国会結成セラレ夫々ノ商業報国運動産業報国運動ヲ全国的ニ実施スルコトト相成候処商業報国運動ハ時局下ニ於ケル物資配給ノ重要性ニ鑑ミ商業者ヲシテ營利主義ノ旧殻ヲ脱却シテ公益優先ノ精神ニ則リ経済新体制ノ確立ニ協力シ配給統制物価統制等諸般ノ経済統制ヲ遵守シ以テ聖戦目的ノ完遂ニ邁進セシムルコトヲ目的トスル経済新体制ノ推進運動ナルニ對シ産業報国運動ハ皇國産業ノ本義ト産業人ノ使命ヲ明カニシ全産業一体トナリテ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ皇國産業ノ興隆ニ總力ヲ竭スコトヲ目的トスル勤労新体制ノ確立運動ニシテ兩者其ノ目的ノ重点ヲ異ニスルヲ以テ別箇ノ運動トシテ実施スルコトト相成リタル次第ニ有之候ニ付テハ産業報国運動ト商業報国運動トノ組織上ノ限界ヲ明カニ致度候ニ付テハ商業部門ニ於ケル商業報国会及産業報国会ノ結成ニ当リテハ左記ニ依リ御取扱相成度此段及通牒候也

〔資料〕 鉱業報国聯合会ノ改組ニ関スル件

昭和十六年四月十七日厚生省発労第二
八号ヲ以テ厚生省労働局長商工省鉱山
(局長連名ニテ鉱山監督局長宛通牒)
産業報国運動ノ指導ニ関シテハ格別ノ御配意ヲ煩ハシ居候處裏ニ
大日本産業報国会結成セラレ同会會則第二十二条ニ依リ鉱山ニ於
ケル本運動ノ実施統轄指導組織トシテ道府県産業報国会ノ外地方
鉱山部会ヲ設置スルコトト相成リ今般別紙ノ通地方鉱山部会規定
ノ制定ヲ見タル次第ニ御座候就テハ此ノ際昭和十四年六月七日厚
生省発労第四三号鉱山報国聯合会ヲ別紙地方鉱山部会規定ニ依リ
地方鉱山部会ニ改組シ之ガ整備充実ヲ圖ル様可然御配意相成度依
命此段及通牒候也

〔資料〕 鉱山ニ於ケル産業報国運動ノ事業区分ニ関スル件

昭和十六年四月十六日労発第二一三号ヲ
以テ厚生省労働局長ヨリ庁府県長官(東
京府知事ヲ除ク)鉱山監督局長宛通牒

鉱山ニ於ケル産業報国運動ハ道府県産業報国会及地方鉱山部会ノ
兩者ニ於テ実施スル事ト相成候處之ガ円滑ナル運用ヲ期スル為兩
者ノ間ニ主トシテ其ノ行フベキ事業ヲ別記ノ如ク区分シ左記事項
留意ノ上計画実施スルコト致候条道府県産業報国会及地方鉱山
部会ニ対シ右御示達ノ上可然御指導相成度

記

一、鉱山ニ関スル事業ノ計画及其ノ実施ニ就テハ當時兩者緊密ナ
ル連絡ヲ保持シ相協力シテ之ガ適切ナル運用ヲ期スルコト
二、道府県産業報国会ハ専ラ一般的ナル事業ニ、地方鉱山部会ハ
専ラ鉱山ノ特殊性ニ関スル事業ニ夫々重點ヲ置キ、兩者ノ間ニ
事業ノ競合ヲ來サザル様留意スルコト
三、鉱山ニ関スル事業中特ニ共通ニ行ヒ得ル部門ニ就テハ年度開

始前二者ノ間ニ予メ充分ナル協議ヲ遂ゲ徒ラニ同種ノ事業ヲ重
複シテ実施セザル様事業計画ノ協定ヲ図ルコト
四、共通ニ行ヒ得ル部門ニ属スル事業ニシテ两者協力シテ実施ス
ルヲ適当ト認メラルモノニ就テハ特ニ実施ノ時期、方法等ニ
付充分ナル連絡ヲトリ成ルベクハ两者ノ共同主催トシテ実施ス
ル様協議スルコト
五、其ノ他事業実施ニ関シ連絡上必要ナル事項ハ相互ニ情報ヲ交
換スルコト
なお、日本海運報国團の結成について、内務省警保局編「社会運
動の状況」(昭和一五年)は、つぎのように記録している。
海上労働新体制の確立を指標する日本海運報国團の結成問題に
関しては、主管者たる逓信省に於て、本年「一九四〇年」八月以来
来関係官民の協力を求め着々其の準備を進めつたりたるが其後
理事長の選任問題、分団組織の可否等に関し準備委員の間に対立
せる意見ありしも大乘的に之を克服し十一月九日の設立委員会に
於て最後的打合を行ひ、規約竝に役員の決定を行ひ愈々十一月二
十二日、日比谷公会堂に於て之が結成式を挙行することとなりた
り。

当日は、総長村田通信大臣以下団員約三千名、各官庁関係其他
来賓約五十名の出席あり午後一時十五分理事河野常八の開会の辞
によりて開会、国歌斎唱、宮城遙拝、戦歿勇士に対する感謝默祈
の後理事長太田丙子郎の挨拶及同人の綱領発表あり理事大谷登決
議文を朗読、満場一致を以て可決し、次で村田総長の訓示、内
務、厚生、陸軍、海軍各大臣(何れも代理)及海運協会理事長大
谷登、近海汽船協同同盟理事長監津英薰の祝辭竝に祝電百五十三
通を発表、聖寿万歳を三唱して午後二時四十分閉会せり。閉会後
海軍軍樂隊の演奏あり、団員約三千名は太田理事長指揮の下に隊

伍を整え宮城前に行進し、宮城の遙拝、万歳の唱和を行ひて散会せり。

日本海運報国団綱領

一、我等は皇國海運の使命を体し和衷協同克く其の職分に奉公し以て国防国家体制の完成に貢献せん。

日本海運報国団結成式決議

本日茲に日本海運報国団結成式を挙行するに方り、我等皇國海運に従事する業者及び船員は其の総員を挙げて本団員となりて以て本団綱領の実現を期す。

は、産報運動の転換点であったことは明らかであろう。すなわち、労資関係調整策としての産報運動から、戦力増強のための産報運動への展開である。もちろん、労資一体＝産業報国という目標それ自体は一貫していた。しかし、協調会時局対策委員会から産業報国聯盟の時期にかけては、産報運動の主目標が、「戦時・戦後の労働対策」にあった。労資一体＝産業報国という目標は、この時期には、労資の紛争絶滅のために「産業報国」のスローガンをかかげる必要があるという意味であった。力点は明らかに「労資一体」にあった。

一九四〇年七月、労働組合の基幹勢力解体で、産報運動の初期の目的は達成されたのである。これ以後、産報運動の展開のためには、新しい目標が設定されなければならなかつた。それは、新しい目標そのものの提起によってではなく、産業報国＝労資一体のスローガンの重点のおきかえによっておこなわれた。いまや、産業報国＝皇國産業の興隆＝生産力増強のために、労資は一体たるべしとされた。大日本産業報国会は一九四〇年六月から「食糧増産運動」に参加し、一九四一年八月以後、「五人組制度」を強化し、同年一〇月には、「技能競鍊の実施要綱」をきめていた。

ところで、産報運動本来の警察取締的性格と、産報運動展開の過程で次第に増大していった戦力増強を目標とする性格とは、矛盾する側面をもつてゐる。すなわち、戦力増強のためには、労働者の「自発性」が不可欠であるが、これは、警察取締的立場からすれば、危険なものと考へられる。この矛盾は、その後の産報運動のなかで、厚生の四局で構成されることになった。しかし、これは産報運動の独立性を保障したというより、むしろ産報組織を形式的に整備するものであった。だが、大日本産業報国会の創立は、單なる産報組織の形式的整備に終わったわけでもない。大日本産業報国会の成立

いるが、むしろ、つぎに引用する要綱にも示されているとおり、「戦時生活の刷新」という性格が強くなってきた。

産報生活指導要綱

前文（略）

第一項 生活指導の基本方針

戦時下に於ける産業人生活の国家的意義を強調し、苦難に耐へ犠牲に甘んずるの覚悟を促がすと同時に、物資、物価、賃銀、配給等の諸政策から現実問題に關し懇切丁寧なる助言指導を為し、更に生活安定、保健衛生、文化向上の見地から諸種の厚生施設を整備すべきである。

第二項 生活指導要目

一、戦時体制下に於ける産業人の生活新体制を確立すること。

1 戦時生活の本義を体し、犠牲奉公の念を以て生活の単純化、生活の標準化を図ること。

2 勤労に榮誉と歓喜を覺へ、報恩感謝の念を以て職分を全ふし、簡素剛健、健全明朗なる生活を確立すること。

3 敬神崇祖尽忠奉公の精神を日常生活に活かすこと。

二、食糧の不足を補ひ更に食糧増産に協力すべき方途を講ずること。

1 米の不足に対し代用食の研究をなし之を奨励すること。

2 完全咀嚼其他節米の方法を講ずること。

3 休閑地を利用し穀類野菜を栽培すること。

4 農繁期に農業労働に協力すること。

三、作業用品及生活必需品の購買配給の円滑を図ること。

1 作業服を始めゴム靴、地下足袋（鷹匠）、軍手、タオル、シャツ等作業用必需品の確保に當り連絡斡旋を為すこと。

2 代用食原料、副食物等生活必需品の確保に當り連絡斡旋

を為すこと。

四、工場と家庭とを連絡し、勤労者の家族に対し産業報国精神を徹底し、移動防止欠勤防止事故防止等日常生活を通じ勤労者の職場活動に協力せしむること。

五、健全なる家庭生活の建設に就き指導すること。

1 最少の予算生活を確立し、克己心を以てそれを実践すること。

2 生活物質の更生利用を図ること。

3 栄養の改善、衣食住の整備、勤労に対する休養等生活保健の完璧を図ること。

六、生活の合理化に依り消費の節約を徹底し、公債の購入、貯蓄の増加を図り、以て戦時財政国策に協力すること。

七、戦没將兵及産業殉職者の慰靈とその遺家族の救済、出征將兵への慰問感謝、傷痍軍人及産業傷病者に対する援護の徹底を図ること。

八、時局に基く転失業者に対し就職の斡旋を為し、生活の相談に応ずること。

第三項 生活指導促進の具体方策

一、産業報国会内に生活指導係又は生活相談係を設け、戦時生活を基準とする健実生活の建設指導に當らしむると同時に日常生活の相談に応ぜしむること。

二、産業報国会懇談会を通じ、生活指導の徹底を図ると共に、強度の生活刷新に関する会員の自發的協力を求むること。

三、職長、組長、伍長等職場役付工員の主なる指導者に対しては隨時生活指導に関する講習会を開催し、一般会員に対しても講演会を開催すること。

四、工場と家庭とを連絡し、家庭の主婦をして時局の認識を徹

底せしめ、日常生活を通じて勤労者の職場活動に協力せしむべき方法を講ずること。（例へば産報主婦の会、家庭懇談会の設置）

五、産報青年隊及産報女子青年隊をして生活指導の推進力たらしむること。

（略）

第四項 生活指導に当り注意すべき点

一、（略）

二、生活指導の促進に当りては指導者の実践垂範が先決問題であることを自覚し、之を強調すること。

三、青少年労務者の生活指導に当りては団体訓練に重きを置き簡素、礼節、規律を旨とせる健実生活建設の中核たらしむるよう指導すること。

四、女子労務者の生活指導に当りては母性保護の見地より、保健衛生上特に考慮すること。

大日本産業報国会は、その事業計画概要によれば、「産業報国精神の昂揚」、「会員の教育訓練」、「会の運営及び事業の指導」、「運動の指導者養成」、「労働力の保全増強、技術の向上其の他の高度能率発揮」、「労務配置其の他の労務統制への協力」、「福利、厚生、生活指導」、「勤労文化の向上」、「一般国策への協力」、「産業労働文化の向上」、「産業労働問題の調査研究」が主な活動内容であるが、この組織が結成されてから、どんな方針で単位産業報国会が運営されるようになったかについては、つぎに掲げる組織整備ならびにその運営に関する資料を示しておこう。

工場事業場ニ於ケル産業報国会組織整備要綱

工場事業場ニ於ケル単位産業報国会ノ從来ノ組織ヲ以テシテハ勤労ノ統轄ニ関シ緊急事態ニ対応スル充分ナル活動ノ実現ヲ期シ難シ、依テ之ヲ整備充実シ會長ノ指揮下ニ部隊組織ヲ確立シテ其

ノ統制力ヲ強化シ懇談会ヲ整備シテ團結力ノ中心トナシ更ニ事務機関ノ設置等ニ依リ会活動ヲ強化促進セントス

一、基本組織

(一) 単位産業報国会ノ基本組織ハ部隊組織トシ工場又ハ事業場ノ部門別ニ其ノ職制ノ区分ニ即シテ段階ニ之ヲ編成シ各職場別ニ最下部単位トシテ五人組制ヲ置ク
前項ノ組員ノ数ハ一組五人乃至十人ヲ標準トス

(二) 最高指揮者ニハ會長之ニ当リ率先垂範シテ全會員ヲ統率ス

(三) (略)

(四) 指揮者ハ工場又ハ事業場ノ職制ニ基ク當該段階ノ長ヲ以テ之ニ充テ組指揮ハ組員ノ意見ヲ徵シテ直上指揮者、會長ニ之ヲ推薦シ會長之ヲ任命ス

二、懇談機関

(一) 懇談機関ハ團結親和ノ精神ニ基キ職分奉公ニ必要ナル一切ノ事項ヲ懇談スルモノトス

(二) 基本組織ノ必要ナル段階ニ當該指揮者ヲ座長トス懇談機関ヲ置ク

(三) 懇談機関ハ懇談会及組常会トス

(四) 組常会ハ所屬組員ノ全員組織トス

(五) 最下部ノ懇談会ノ委員ハ組指揮者ヲ以テ充ツルノ外役付工（之ニ相當スル者ヲ含ム）ノ中ヨリ會長之ヲ任命ス

(六) 上級懇談会ノ委員ハ當該懇談会ノ座長タル指揮者ニ直属性スル指揮者ヲ以テ充ツルノ外左ニ掲グル者ノ中ヨリ會長之ヲ任命ス

(イ) 当該関係部局職員

(ロ) 下級懇談会ノ委員タル指揮者及役付工

(七) 各懇談会ノ組指揮者タル委員ノ数ハ懇談会委員総数ノ三分ノ一ヲ下ルヲ得ズ

(八) 事務機関ノ職員ハ各懇談会ニ出席スルモノトス

二、事務機関

(一) 会務処理及推進ノ為会員五百人以上ヲ有スル産業報国会ニ事務機関ヲ置ク

(二) 事務機関ニ長ヲ置キ事務ヲ統轄セシムル

(三) 事務機関ノ標準的区分ハ左ノ如シ

(イ) 総務部、(ロ) 訓練部、(ハ) 厚生保健部、(ニ) 技能部

事業場産業報国会組織整備要綱解説

事業場産業報国会ハ事業場ノ勤労者全員ヲ以テ構成スル組織体デアリ、其ノ目的ハ構成員タル会員ガ綱領ノ精神ニ従ヒ各々其ノ職分ニ基キ協心一体トナリ勤労ノ本義ヲ最高度ニ発揚スルコトニ在ル。特ニ現下ノ時局ニ於テハ國家ノ最大ノ要請タル生産力ノ拡充ニ対シ推進的役割ヲ果スコトガ當面ノ一大任務デアル。然ルニ從来ノ産業報国会ノ組織並ニ運営ノ実情ヲ視ルニ其ノ内部ニ役員会、総会又ハ各種事業部局等ノ設置アルモ、大体ニ於テ懇談会中心ノ組織トシテ運営セラレツツアル結果形式上ハ兎モ角実質的ニハ全職場ノ事務並ニ技術職員ヲ始メトシテ現場活動ノ中心タルベキ幹部工員ノ大多数ヲモ其ノ活動ノ内部ニ充分ニ吸收シ得ズ為ニ会ノ組織ハ事業場ノ生産組織ト遊離シ更ニ其ノ機能ニ於テモ僅ニ意志疎通乃至勞資調整的機能ヲ司ルニ終始シ産報運動本来ノ任務タル生産活動即チ全会員ノ職域奉公ニ対シ全会員ヲ一体的ニ挺身セシメ得ザル憾ナシトシナイ。

而モ國際關係緊迫化ニ伴ヒ生産ニ於ケル勤労ノ重要性ハ益々加重セラル、ニモ拘ラズ事業場ノ現状ハ寧ロ軍動員並ニ生産拡充ノ

強行ニヨル新規労務者ノ大量流入労務者ノ質的低下及ビ労務統制ノ強化ニヨリ生ズル各種ノ影響等ニ依リ生産増強上不利ナル条件ガ增加スル傾向ニ在リ、從ツテ之ヲ克服スル為産業報国会ノ組織ヲ更ニ整備シテ事業場ノ末端ニ至ルマデ之ヲ組織化シ強力ナル統制力ヲ以テ勤労ノ秩序ヲ確立スルニアラザレバ、或ハ職場ノ混乱ヲ惹起シ戰時生産ニ重大ナル支障ヲ与フル惧ガアル。

依ツテ此際從来ノ組織ヲ整備強化シ組織ノ基本ヲ事業場ノ生産組織ト不離一体ノ関係ヲ確立スルト共ニ軍隊的部隊組織ノ編成ニ依リ指揮系統ヲ明確ニシ他面懇談機関整備ヲ図リ以テ團結親和ノ強化ヲ期シ更ニ会活動ノ企画並ニ執行ヲ強行ニ推進スル目的ヲ以テ一定規模以上ノ産業報国会ニ事務機関ヲ設置スルコトトシタノデアル。以下要綱ノ各項目ニ従ヒ簡単ニ解説スルコトトスル。

一、基本組織

基本組織ノ第一項ハ事業場産業報国会ノ基本組織ガ部隊組織トシテ編成サルベキコト並ニ其ノ編成方法ヲ定メタモノデアツテ之ニ依リ産業組織ト事業場ノ生産組織トノ表裏一体性ノ確立ヲ期シタノデアル。

「事業場ノ部門別ニ其ノ職制ノ区分ニ即シテ段階的ニ之ヲ編成シ」トアルハ部隊ノ編成ガ事業場ノ職制ニ依ル横及縦ノ区分ニ即応スペキコトヲ規定シタノデアル。ココニ横ノ区分トハ事業場ノ部門別、例ヘバ総務部・営業部・製作部・検査部等ノ如キ区分ヲ謂ヒ、縦ノ区分トハ當該部門内ニ於ケル課、係等ノ如キ職制区分ニ従ヒ軍隊ニ於ケル聯隊・大隊・中隊・小隊・分隊ノ様ニピラミッド型ニ立体的ニ構成シタ部隊組織ヲ以テ単位産業報国会ノ基本組織トシタノデアル。

最下部単位トシテ五人組制ヲ置イタノハ事業場ノ現状ニ鑑ミ職場ノ秩序ヲ根本的ニ確立スルガ為ニハ其ノ最下部ニ真ニ人間的情

誼ヲ基礎トル小単位ノ組織ヲ置キ指揮命令ノ徹底ト構成員相互ノ自發的規律ヲ生カス必要ガ絶対ニ存在スルノデアル。従ツテ五人組制ヲ職制上ノ制度トシテ採用シテキル事業場ハ別トシテ——コノ場合ハ基本組織ノ全構成ハ職制ト完全ニ一致スル——大多数ノ事業ニ於ケルガ如ク職制ノ末端ガ五人乃至十人ノ単位ニ細分サレテキナイモノニ於テハ特ニ産報組織トシテ五人組制ヲ置クコトトシタノデアル（但シ特殊ノ作業形態ヲ採ル事業部門ニ於テハ作業ノ実情ニ応ジ五人組制ノ内容ニ就テ特別ノ考慮ガ認メラレル場合ガアルデアロウ）。コノ五人組ハ部隊組織ノ第一線活動部隊トシテ職場活動ニ付テハ勿論生活刷新、能率研究、相互扶助等ノ方面ニモ亘リ産業報国運動ノ実践ニ挺身スベキデアル。

会長ガ最高指揮者トシテ全部隊ヲ統率スルノハ勿論デアルガ更ニ各段階ノ部隊毎ニ部隊長トシ指揮者ヲ置キ各々職制上ノ各段階ノ長ヲ以テ之ニ充ツルコトトシタノデアル。

前記指揮者中組指揮者ノミハ多クノ場合五人組制ガ職制トシテ採用サレテキナイノデ特別ニ之ガ任命ヲ考慮スル必要ガアル。ソコデ第四項ニ於テ組指揮者ハ組員ノ意見ヲ徵シテ直上指揮者即チ五人組ノ直接上部組織ノ指揮者ノ推薦ニ依リ会長ガ之ヲ任命スルコトトシテイル。

此ノ任命方法ハ組指揮者ノ性質ト職制上トノ調和ヲ考慮シタモノデアル。以上ノ基本組織ヲ採用スルコトニ依ツテ産報組織ト生産組織トハココニ完全ニ表裏一体ノ関係ニ立チ而モ産報組織ニ於ケル部隊組織ノ確立ハ職場ニ於ケル指揮命令ノ系統ヲ確然ト裏付ケルコトトナリ、斯クシテ規律ト服従ヲ根幹トスル集団的作業活動ガ産報活動ノ強力ナル推進ニ基キ一糸乱レズ整然ト行ハルベキ組織上ノ根拠ヲ確立シ得ルノデアル。

以上ノ基本組織ニ對シ事業場ノ実情ニ依リ各種ノ補助組織ヲ併

用スルコトハ勿論差支ヘナイノデアルガ特ニ從業員ノ集團的住宅施設ヲ有スル事業場ニ於テハ住宅中心ノ組織ヲ別途編成シ之ヲ補助組織トシテ活用スルコトモ結構デアル。

併シナガラ組織整備ノ目的ハ産報運動ノ精華ヲ發揚スルニアルノデアツテ之ガ成否ハ其ノ運営ニ当ル人ニ懸ツテ居ルコトハ申ス迄モナイ。故ニ会長タル最高指揮者ハ会ヲ代表シ会務ヲ統理スルニ止マラズ全部隊ノ統率者トシテ常ニ会員ノ先頭ニ立チ深イ自覺ト強イ責任觀ヲ以テ自ラ率先垂範スルト共ニ確乎不動ノ信念ヲ以テ全会員ヲ統率シナケレバナラナイ。又各段階ノ部隊ノ長タル指揮者モ会長及上級指揮者ノ指揮ニ基キ所属員ヲ統轄シ自ラ規律ノ中心トナリ職場ノ秩序ヲ確立スルト共ニ会活動ニ挺身スベキ任務ト責任トヲ有スルノデアル。

組ノ指揮者ガ日常生活ヤ作業ニ對スル態度ニ於テ率先シテ範ヲ垂レ組員ヲ團結セシメ組ノ機能發揮ニ全力ヲ傾注シ更ニ上長ヲ補佐スペキコトハ一般ノ指揮者ノ任務ト異ル所ハナイガ特ニ組指揮者トシテハ組員ノ人的結合ノ強化ニ力ヲ尽シ職場ハ元ヨリ組員ノ家族生活ニ至ルマデ温カイ配慮ヲ怠ラズ理解ト信頼ヲ深メル様努力スベキデアル。

(備考)

本要綱解説ニ於テ事業場トアルノハ工場鉱山、事務所ヲ含ム包括的用例ニ從ツタモノノデ廣義ニ解スベキデアル。

二、懇談機関

懇談機関ノ第一項ハ懇談会ノ目的ヲ規定シタモノノデアル。従ツテ此ノ場合ニ於ケル懇談ノ態度ハ飽クマデ團結親和ノ精神ノ集結發揚ヲ基調トスベキデアツテ、此ノ機関ニ依ツテ培養サレタ團結力ハ職場ニ於ケル一体活動ノ実践トシテ具現サレナケレバナラナ。

職場外活動ヲモ含ム勤労者ノ生活全般ニ涉ル事項ト云フ意味ニ広義ニ解スベキデアル。

懇談機関ハ今回ノ整備要綱ニ依リ從来ノ中心的地位カラ寧ロ基本組織ノ補助的ナ地位ニカワツタノデアルガ其ノ目的ハ会活動ノ潤滑油タル作用ヲナス所ニアル。此ノ機関ノ活用ニ依テ會員ノ団結力ガ集結サレ、親和ノ精神ガ發揚サレ、全事業場一心一体ノ実ヲ挙グベキモノデアルカラ其ノ機能ニ於テハイササカモ重要性ヲ減ジタモノデハナイ。人ノ和ハ組織ノ油デアル、此ノ油ガ油トシテノ作用ヲ充分ニ發揮シテコソ組織ノ歯車モ円滑ニ支障ナク廻転シ得ルノデアル。

第二項ハ懇談機関ノ設置ニ付テ規定シタモノデアル。本項ニ云フ「必要ナル段階」トハ原則トシテハ各段階ニ懇談機関ヲ設クベキデアルガ事業場ノ実情ニ依ツテ徒ラニ組織ノ複雑化ヲマネク虞ガアルカラ中間ノ特定ノ段階ノ懇談会ヲ設置セザルコトヲ意味スルノデアル。懇談会ノ座長ヲ當該段階ノ指揮者トシタノハ本組織ガ指揮者制度ヲ採用セル當然ノ帰結デアル。

第三項ハ懇談機関ノ種類ヲ規定シタモノデアル。
組常会ヲ全員組織トシタノハ組組織ガ末端組織デアルコトカラシテ当然ノコトデアル。

第五項及第六項ハ懇談会ノ構成ニ付テ規定シタモノデアル。

最下部懇談会ハ當該懇談会ノ座長タル指揮者ニ直属スル組指揮者ノ全部並ニ役付工（之ニ相当スル者ヲ含ム）ノ中ヨリ會長ノ任命シタル者ヲ以テ構成サレルノデアルガ、此ノ最下部懇談会ガ係長タル指揮者ヲ座長トスル懇談会ニ該当スルカ又ハ職長タル指揮者ヲ座長トスル懇談会ニ該当スルカハ規定ノ上テハ限定サレテハキナイガ、夫ハ事業場ノ実情ニ即シテ決定サルベキモノデアツテ一律ニ之ヲ規制シ得ナイカラデアル。此ノ決定ノ基準ハ懇談会ノ

構成員ノ数ヲ懇談ノ実ヲ挙ゲ得ル限度ノ員数——例ヘバ二十名乃至三十名——ニ制限スルコトニアル。

上級懇談会ニ於テ當該懇談会ノ座長タル指揮者ニ直属スル指揮者全部ヲ其ノ懇談会ノ委員ニ加ヘタルコトハ事業場産業報国会ノ基本組織ニ即応シ指揮命令系統ノ確立ト職場秩序ノ確保ヲ重視セルコトニ因ルモノデアル。尚下級懇談会ノ委員タル指揮者中ヨリ委員ヲ選任スルコトトシ且組指揮者タル委員ノ数ヲ懇談会委員総数ノ三分ノ一以上トシタノハ之ニ依リ下情ノ攝取ニ遺憾ナキヲ期シ心カラノ團結力ノ強化ヲ図ラントシタノデアル。

尚「當該部局關係職員」トアルハ部付又ハ課付等ノ職員ヲ指シ「其他會長ノ適當ト認ムル者」トアルハ委員選任ノ割一性ヲ避ケ事業場ノ実情ニ応ズル多少ノ彈力性ヲ認メタモノデアルガ之ガ詮衡範囲ハ一応事業場ノ役職員、事務局ニ設置セラルル委員会ノ委員ニ付テ考ヘラレル。

「事務機関ノ職員ハ各懇談会ニ出席スルモノトス」トシタノハ事務機関ノ職員ガ事實上会活動ノ指導的任務ヲ担当シテキル以上其ノ職責上當然ノコトデハアルガ特ニ懇談機関ノ現状ニ鑑ミ其ノ運営ニ関スル職員ノ補佐ヲ重要視シタノニ因ルノデアル。

上級指揮者ガ下級ノ懇談会ニ出席シ得ルコトハ要綱ニハ特ニ之ヲ規定シテハ居ナイガ當然ノコトト考フベキデアル、寧ロ積極的ニ下級懇談会ニ出席シテ之ガ指導ニ当ルベキデアロウ。

尚各段階ノ懇談会ニ提出セラルル議案ニシテ當該懇談会ニ於テ処理シ得ルモノハ直ニ實行ニ移シ、然ラザルモノハ指揮系統ヲ通ジテ處理セラルベキデアロウ。

三、事務機関

第一項ハ事務機関設置ノ目的ニ付テ規定シタモノデアル。事務機関ハ本来會務執行ノ補助機関タル性質ヲ持ツノデアルガ、事實

上ハ会長ノ幕僚機関トシテ会活動ノ中核的推進体トナリ産報組織
上重要ナル機能ヲ持ツモノデアル。即チ事務機関ハ懇談会ノ運用
指揮者ノ訓練計画等ノ研究企画ヲ為スト共ニ各種ノ事業部門、例
ヘバ作業改善又ハ能率増進ニ関スル委員会等ノ運用、厚生施設等
ニ関スル事務及ビ道府県産業報国会等ノ上部組織トノ連絡ニ関ス
ル事務ヲモ処理スルノデアル。

事務機関ヲ一定規模以上ノ事業場ニ設置スルコトシタノハ本
要綱ニ依リ名実共ニ産報運動ガ職場ノ全活動ニ即応スルコトトナ
リ、従ツテ從来ノ事業場ニ於ケル労務担当課ダケデ強力ナ推進母
体トナリ得ナイ虞ガアルノデ、産報運動ノ各活動ヲ綜合推進シ得
ルニ足ル機関ノ設置ヲ必要トシタノデアル。

従ツテ事務機関ノ長タル者ハ人事及技術ノ管理ヲ一手ニ掌握シ
得ル実權アル事業場ノ代表的役職員ヲ以テ之ニ当テルコトガ会活
動ノ推進ノタメ極メテ重要ナ事トナルノデアル。

事務機関ヲ五百人以上ノ会員ヲ有スル産報会ニ設置スルコトト

シタノハ五百人未満ノ小規模ノ産報会ニモ割一的ニ之ヲ設ケシム
ルコトハ実情ニ添ハナイト考ヘタカラデアツテ此ノ場合ニハ労務
担当課ガ中心トナリ各部局ト充分ナル連絡ヲ採ツテ会ノ事務ヲ処
理スルコトガ必要デアル。

事務機関ノ標準的区分ヲ総務部、訓練部、厚生保健部、技能部
ト分ケタノハ産報会ノ事業部門ノ活動ヲ事務機関ヲシテ統括セシ
ムル必要ニ基クモノデアツテ其ノ實際ノ適用ニ当ツテハ事業ノ分
量ニ依ツテ適当ニ部局ノ編成ヲ考慮スペキデアリ各種研究会又ハ
委員会等ノ運用ニ付テモ充分ニ其ノ機能ヲ發揮セシムル如ク事務
機関ノ機構ヲ整備スペキコトハ云フマデモナイトコロデアル。

第二節 労務報国会

大日本産業報国会中央本部は、一九四二年六月、産業別部会を設
置し、各種産業の特殊性に即応して、産報運動の徹底と生産増強促
進にあたることとなつた。部会は、当初、鉱業・交通・土木建築の
三部門に設けられている。

さらに、従来、無統制・無組織のまま放置されてきた約一三〇万
人の「日傭労務者」の組織化をはかり、「確固たる勤労精神の確立
を基調とする勤労能力の最高度發揮を期する」ため、一九四二年九
月三〇日、発労第九一号をもつて、「労務報国会設立要綱」ととも
に、全国地方長官宛厚生・内務両次官連名の「労務報国会設立ニ関
スル件」依命通牒が発せられた。

労務報国会は、土木建築業・運輸交通業・鉱業における「日傭勞
務者」と、これと不可分の関係にある「労務供給業者」、「作業請負
業者」をふくむ組織で、個々に結成されていた旧労務報国会（仮
称）および労務供給業聯合会は、新労務報国会に統合された。新労
務報国会は、まず道府県労務報国会を設置し、その後、中央組織と
しての大日本労務報国会が結成されている。

このように、産報と労報とが両立するようになり、ここに「常傭
労務者」と「日傭労務者」の双方に戰時勤労組織がつくりあげら
れ、一九四〇年秋に決定された勤労新体制確立要綱の「団体に関す
る体制」が完成した。

内務省警保局「社会運動の状況」（昭和一七年）は、つぎのよう
に記録している。

昭和十三年「一九三八年」産業報国運動が展開され、昭和十五年十一月八日勤労新体制確立要綱が閣議に於て決定されて以来、産業報国精神を基本とする勤労新体制の組織は着々として樹立され昭和十六年末に於ては従業員百人以上を有する民営事業場に在りては土木事業を除き九九%の組織を確立し、組織に於ては略所期の目的を達成せり。併し乍ら従業員百人以下の事業場に於ける産業報国会の組織運動は今尚進行中であり、又土木建築、港湾荷役其の他日傭労務者を使用する事業に於ては組織上種々困難なる事情があり、斯る方面に於ては既に産業報国会の結成を見たるものありと雖も概して永続的性質を有する事業場に限られ、一般的には未組織の状況なりき。蓋しこれは日傭労務の特殊性に因り産業報国会の組織並に運営が必ずしも適當ならずと思惟せられたる結果に外ならず、元來日傭労務者は産業界の盛衰と極めて密接なる関係を有し、昭和四、五年頃より財界不況の影響を受け其の数漸次増加し昭和十年には最高記録を示したり。自由主義的産業組織に在りては、不況時には失業者が日傭労務に移行し、之に反し一般産業界の活況を示す場合は斯の方面より他に転出する傾向があり、日傭労務者は昭和十一年以来毎年漸減の状況を示せり。

併し乍ら日傭労務者と一言に謂ふも之を産業上より見れば其の従事する産業は農林業、土木建築業、交通業が最大多数を占むるのであるが、広く各種産業に亘り其の就労状態も日々転々として職場を異にするもの極めて多く更に職能上より之を見れば特殊の高級技能を有するものより何等技能を有しないもの迄包含するのであって、極めて複雑な様相を示しつつあり、又之等日傭労務者の就業様式も大体職業指導所の登録制度により或は供給業者により配置さるるもの、作業請負業者に属し就業するもの、事業主との直接契約により就業するもの等に大別し得、又日傭労務者に対する

報酬も定額制あり、請負制あり、而も継続的事業に規則的に從事せざるものに在りては報酬の高低著しく賃金規則亦極めて困難なる実情にあり。而して此の不規則なる勤労状況や賃金状態は日傭労務者の私生活に影響する所大にして斯る觀点からするも適切なる対策を講ずる必要があつたのであるが、従来斯の方面に対する各種の施策乃至指導は遺憾ながら徹底せざる傾向ありたり。然るに戦時体制確立の急務、特に近時の顕著なる労力不足に直面するや、国民挙っての確固たる報国精神を基調とする勤労能力の充実発揚を必要とせらるるに至れり。

翻つて日傭労務者の実情を觀るに之等労務者は一般的には労働予備軍として考へられつつありたるも我が国産業界の現状に於ては極めて重要な役割を担当し來り、而も近年此の方面に於ても労働力の不足が現実の問題として頭はれ殊に戦時体制の確立に当つては軍需産業の拡張、産業転換が行はれ、これが基礎的な事業として土木建築事業の活況を見、従来の日傭労務者のみを以てしては不足を來し、半島人の集団移入を為す等、土木建築業労働者の増加は著しきものあり、又大東亜戦争の勃発を機として交通業就中海運状況が従来と一変し、港湾荷役等に於ても其の業務が繁閑極めて複雑なる状況を呈する日傭労務者の不足せる現状に於ては其の補充十分ならず、従つて他面に於ては労務者獲得の為の闇賃金の横行を見るに至り、工場労務者の日傭稼等を統出して労働市場を混乱せしむるが如き傾向を惹起すると共に政府並に關係方面的の戦時諸施策の遂行に尠からず支障を生ぜしめつつあり。

以上の如き実情下に於て日傭労務者の組織化要望は予てより陸海軍・鉄道・通信各省の現業官庁を關係方面より熾烈に要望されつゝあり、厚生省に於ても従来これが組織化の準備を進めつつあ

りたるが、漸く成案を得て、報国精神の昂揚並に労務の適正配置を目途とせる労務報国会の結成を計画し、「一九四二年」九月三十日別記（略）の通「労務報国会設立に関する件依命通牒」並に「道府県労務報国会の組織並に事業に関する件」が通牒せられ、茲に於て産業報国会運動の一環として、組織上最も困難視されたる日傭労務者の勤労新体制確立を企図したるが、本年中は専ら組織整備等に終始したる為具体的運動なく注意すべき動向等も認められざる状況なり。

第三節 産報と大政翼賛会

戦時労働統制は「一般工場の常傭労務者が会社工場を欠勤して日傭市場に出稼ぐ傾向」をひきおこし、また賃金統制令その他の極端な収奪体制は「労働力の維持・保全」と矛盾・破綻をきたし、産報運動はたえずその無能ぶりを非難された。

内務省警保局「社会運動の状況」（昭和一七年）には、つぎのような記述がみられる。

産業報国会は本年〔一九四二年〕中各種の運動を実施し表面上相当の成果を収めたる状況なるが、概して形式的運動並に整備に偏せるの感ありて本運動の成否を決すべき精神的指導訓練に関しても頗る徹底せざるものありたり。従って本年度後半期以降に於て労働情勢悪化するや産報運動は国民各層の批判の前に立ち相当苦慮せる処ありたる状況なり。産報不振を云々するに至りし主なる原因は中央本部の指導方法乃至事業計画が絢爛画一的にして、事業の大小・業種・各支部並に単位産報会の実情に合致せざるもの

の多く、其の多くが形式的行事に堕しつつあること、各単位産報に積極的熱意気魄を有する有能適格なる指導者に乏しく殊に大事場に於ては事務的乃至は機械的指導に終り易く小事業主に在りては全く無関心の者多き等指導上に欠陥あること、中央及道府県産報の専従役職員が積極的指導気魄を欠如し居ること並に部隊組織と各級懇談会とが有名無実にして其の機能を發揮し居らざること等にして一は地方各支部に於て中央産報に対する中央集権的画一行事を排して会費の地方還元並に地方実情に適応せる運動の企画実施及中央地方の人事交流等を要望するところとなり一は産報不振の原因として勤労者に対する心情把握の欠如にありと非難せられつつあり。

特に産報活動運営の中核実践部面たる単位産報の懇談会運営状況並に部隊組織等の状況を見るに概して不活発低調にして之を開催するも支部の通達事項を伝達する程度に過ぎず事業主側に在りては会員の意見発表発言を恐れて兎角之を忌避せんとし懇談事項の処理顛末の不適当なるもの、下意上達事項を曖昧にして黙殺せんとする傾向渺からず、又基本的生産組織として活用すべき部隊組織に於ても之が潤滑油的役割を果さしむべき組常会等の運営も低調にして勤労者側も又懇談会組常会を不平不満の発散所、運動条件改善の要求場所と為し居りたる状況なり。然れども比較的中級事業場に於ては労資一体となりて生産増強に対する労資間の活発なる論議を為し勤労精神の振起せるものありたるは注目すべき現象なり。

以上の如く本年度後半期に於て特に産報不振を云々する論議が活発に展開せられたるが、之が責任を悉く産報に帰せんとするの見解は妥当なるものと断言し得ざる実情にありたるものにして、労働者一般の勤労精神の欠如と就中事業主側の旧態依然たる利潤

追求観念に基く労務管理の低調が労働者の思想的悪化を招來し企業經營と産報運動の限界とも称すべき矛盾とが産報の活発なる運動展開を阻害せる主因なりと認めうる。而して労働者は此の間に處して生活必需物資の入手難、闇物価の横行等直接生活上の不利若は苦痛に直面せるや産報頼むに足らずと為し産報不満の底流的動向は明瞭に看取せらるるものありたる状況なり。

産報運動に対する要望又は不平不満の主なるものを要約すれば次の如し。

(1) 事業主側 (イ) 中央の機構のみ麗々しく而も古手官吏の収容所の觀あるため指導方針が一貫せず且形式に流れ実状に即せざるもの多し (ロ) 本部の形式的事業が多すぎる故に運動が散漫となり効果が挙らぬ (ハ) 本部の指導方針は地方事情業態別等を考慮せず全国画一的である為実行至難のものが多い (ニ) 本部は形式的指導に関しては行過ぎる位だが一番大切な精神的訓練は等閑に附し居る嫌ひがある (ホ) 本部の事業は大工場特に軍需工場偏重の嫌ひがある。時局柄或る程度迄は己むを得ないが、平和産業又は小工場にも産報のある事を考へて欲しい (ヘ) 形式的な懇談会等は労働者を増長させる丈けだ。生産を阻害する虞のある形式的会合通牒等は考慮の要あり (ト) 会社が営利会社である限り産報の指令通には動けぬ (チ) 理論と行動の組織的一元化が必要だ (リ) 本部の機構は必要に依り組織されたものでなく機構あるが為に仕事をしている嫌がある。

また、同じ資料によつて、労働者のあいだでの産報にたいする不公平不満の傾向をまとめてみると、つぎのとおりである。

第一に、「労務者の生活安定」こそが「能率増進の第一要件」なのだから、国民精神総動員式の運動などよりも、「宜しく産報は生活必需物資の配給部門に迄進出すべきだ」という雰囲気があつた。

このような状態は、天皇主義者の発言にも影響し、たとえば秋田県のある町の翼賛壯年団副團長は、以下のように述べてゐる。
「最近各工場共職工連は非常に怠業し不思議なる現象となつて来た。之が原因を掘り下げて検討すると各工場共時局の波に乗つて虚勢を張り横暴と為り雇傭人関係の親睦離間が漸次深刻化したる結果で結局工場側の不純なる産報運用に帰する」と。

第二に、「若干の厚生施設や形式的の懇談会等で能事畢れりとする事業主が居る限り、運動の進展は望まれぬ」という見解も、強くなつてきていた。

そのほか、「知識の低い一般労務者に縁の下の力持ち的存在を強制することは至難である」、「労務者の生活安定は能率増進の第一要件だ、宜しく産報は生活必需物資の配給部門に迄進出すべきだ」、「若干の厚生施設や形式的の懇談会等で能事畢れりとする事業主が居る限り、運動の進展は望まれぬ」、「懇談会等には何も謂はれぬ、結局会社の希望會議に終り陰で不平不満が醸成される」、「我等の産報と思へと謂つても、事業主一人の産報である現状では無理である」、「理論の時代は過ぎ実践の時代だと謂つても、理論を把握しなくては盲従となり効果は挙らぬ」、「会社が営利組織である限り正しい運動の進展は至難だ」などがあげられる。

とくに、深刻化しつつあった「青少年工不良化問題」については、一九四二年一〇月、東京に招集された産報青年隊長全國會議で、つぎのような決議がおこなわれてゐる。これは、きわめて注目すべき動向であった。

一、緊急なる対策

- 1 寄宿舎に寮母制の採用
- 2 給料差引表の作製及毎月親元に送付し、青少年に不相応の金錢を与へざること

- 3 金銭出納簿を作り必ず記入携帯すべし
4 青年学校の最終学年の査閲時の合格、不合格の強化
5 指導関係職員の資質の向上を図る
6 職長級の青少年指導の鍊成
7 工員の私生活の指導並に青少年教化力の指導
8 補導委員会設置、職場外の指導徹底
9 服装規律の確立（ゲートル巻、隊名、姓名記入の胸章、隊章を付けること）—特に敬礼の厳格なる励行
10 母親教育—全家庭教育的たらしむ
11 早寝、早起の徹底
12 欠勤理由の確認
- 設置要望
- 1 産報訓練所（東西一ヶ所） 2 寮母養成所
- 二、一般防止対策
- 第一号 情操的宗教方面の陶冶を重要すべし
1、文芸 2、音楽 3、芸能 4、敬神崇祖 5、映画演劇
- 第二号 家庭との連絡及生活に情味を与ふべし
1 寄宿舎に寮母の制度採用
2 寄宿舎に於て日本古来の行事を行ひ、故郷を偲ばせること
3 朝夕の行事後に必ず默想、故郷に挨拶の時間を作ること
4 給料差引表を作成、毎月親元に送付し、青少年に不相応の金銭を与へぬこと
5 地域別父兄会の実行
6 職場に於ける郷土会の開催
7 故郷への定期的通信の奨励

また、一九四三年三月、初代の産報青年隊指導本部長に就任した高橋省三郎は、つぎのような挨拶を発表している。

大日本産業報国会中央本部は曩に、総務、企画、実践の三局と並んで、特に青年隊指導本部の新設を決定したのであるが、本日愈々指導本部の誕生を見るに至った。此事は大日本産業報国会が産報青年隊の活躍こそ、産報運動中特に重要なりと考へ、其の活動なる活動を大いに期待している証左と謂ふべきである。誠に画期的組織の整備であつて、三百万産業青年にとつて絶大な歓喜であり、榮誉と謂はねばならぬ。

顧みれば、昭和十六年三月産報青年隊結成に関する厚生省労働局長よりの依命通牒が発せられてから茲に満二年余此間、産業青年は其の醇な、而かも熱烈な忠君愛国の至誠、熾烈鉄をも熔かす情熱並に積極果敢な実行力を發揮し、旧体制的勤労思想の革新に向ひ、其の尖兵として職場内外の生活に率先挺身、克く皇國勤労観の実践に邁進し、以て敵性思想の亜流に躊躇しあつた徒輩に嚴肅な警鐘を響かせたのである。此事実は青史に輝く先輩青年の偉業に照らし、産業青年が其の青年たるの名を辱かしめなかつた事で、洵に欣快とする所である。

惟ふに、青年は未完成品であるが、将来に偉大な発展性を内包するものである。即ち、精神、体力、知識乃至技能は未だ発芽期であり、舊時代であるが、獻身殉國の思想、發渢たる志氣、旺盛なる体力、伸張せんとする知性、乃至技術力を包蔵し、而も青年特有の正義を愛する涙脆弱感激性と果敢断行性とを有する。従つて彼等を導くに的確正鵠を以てし、与ふるに其の所を得しめば、純良にして活氣ある皇国民たるの真価を發揮し、産報運動の為め強引無双なる牽引車たるの役割を果し得ること必定である。

三百万産業青年の与望は報いられて指導本部の設置を見茲に不

肖本部長の職を奉ずることとなつた。其の使命の重大なるを思ふとき、洵に其の任に堪へ得るや否やを慎る。併し任に就いた以上、渾身の勇を振い、全力を尽して青年隊の向上発展の為奮闘せん事を期する次第である。

しかし、産業報国会は、各種統制会、なかでも鉄鋼・石炭・造船などの統制会が、労務需給ないし管理の諸問題にも進出するにともない、これとの摩擦を生じたりしながら、産業報国会に法的根拠をあたえるための法制化問題などもおこつたが（一九四一年末）、事実上は労務加配（増産目標を達成した労働者に酒や米麦の生活物資を配給すること）と精神動員を主要な役割としただけで、一九四二年六月には独自の存在意義を失い、大政翼賛会に組みいれられた。

すなわち、大政翼賛会については、一九四二年五月一五日、これの機能を強化し、国民組織運動の推進中核体たらしむる方針が閣議決定された。つづいて六月九日、大政翼賛会緊急総務会で組織・人事にわたる翼賛会刷新案が採択され、さらに六月二三日、「国民運動団体の統制に関する件」の閣議決定をみた。

こうして、産報も翼賛会の傘下に入ることとなり、会則の一部に変更を加え、それまでの総裁制を廃止し、翼賛会総裁が「統督」するかたちになつたのである。そして、産報は翼賛会の「生産力増強総進軍」運動に協力していくわけだが、しかし、この組織変更是、産報運動にとって「二重監督」となる結果を招いた。

一九四二年七月一〇日、一部改正された「大日本産業報国会会則」の要点は、つぎのとおりである。

- (1) 第三条が、「本会は大政翼賛会総裁統督の下に政府と協力して産業報国運動を全国的に実施統轄指導し綱領の実現を期するを以て目的とする」と改められた。
- (2) 第六条の総裁に関する規定は削除。

(3) 理事は、会長の委嘱でなく、翼賛会総裁の委嘱に改められた。

(4) 第十七条で、中央本部に「労働科学研究所」、「中央鍊成所」、「中央及地方労働協議会」を置くことを、追加規定した。

(5) 第二十四条で、「将来本則の条項を変更せんとするときは評議員会の評議を経て大政翼賛会総裁の承認を受くることを要す」と規定した。

産報は、一九四二年一〇月一日から一ヶ月間、工場事業場経営責任者のいわゆる陣頭指揮運動を実施し、さらに規律確立運動、皆勤実行運動、機械実効率増進運動、戦時健康増進運動などを展開した。また、翼賛会の「国民運動」に呼応して、同年一二月八日以降、翌一九四三年二月一五日にわたる三カ月間、全国いつせいに職場における産報精神の昂揚、各種の出勤・能率競争などを開始したのである。

産報自体の変容と関連して、労働統制の破綻の結果、工場の軍隊化・監獄化が全面的にあらわれるようになった。

第四章 産業報国会の解体

わが国における戦時労働体制の中心組織であつた大日本産業報国会は、第二次世界大戦終結直後の一九四五年九月二八日、厚生・内務両次官の通牒によつて、まず本部・都道府県支部と鉱山部会が解散した。しかし、この通牒は、「工場事業場ニ於ケル単位産業報国会ヲモ直チニ解散セシメントノ趣旨ニハ無之其存廢改組ハ各其成立

ノ經緯、運営ノ事情ニ即シ自主的ニ決定セシムル様致シ度ク為念」と、とくに念を押しており、政府は産報の解体をなんとかごまかし、その機構全体の温存をはかるうと考えていたのである。

一方、ポツダム宣言にもとづく民主化政策も急速に進められ、労働組合法が公布される直前には、占領軍から「或る種の政党・政治的結社・協会その他団体の廃止」に関する非公式指示があり、政府もやむなく一二月八日に「産業報国会組織の解散に関する件」を地方へ通牒した。だが、この一九四五年九月から一二月までの短い期間に、産報をそのまま労資協調的な会社組合・御用組合に再編成するための努力がつづけられ、労働者の自主的な労働組合をつくるうとする動きが抑えられた。各企業でも、労働組合はどうしても結成されねばならない情勢に気づくと、職制をつうじ、産報組織をうらがえして従業員組合をつくるらせるよう画策した。

この画策に便乗したのは、一九三〇年代以来、日本帝国主義の侵略戦争に協力してきた右翼社会民主主義者であった。彼等は、敗戦直後の飢餓と失業に苦しむ労働者のなかで闘争を組織し、これを通じて広汎な大衆的基盤のうえに労働組合を結成していく方向をとろうとしなかつた。

たとえば、一九四五年一〇月五日、他部門にさきがけ、産業別組織として結成された全日本海員組合は、産報組織を継承・再編成したものであった。全日本海員組合は、第二次大戦中に三井船舶重役兼三井木船社長をへてきた小泉秀吉を初代会長とし、副会長には、海運報国団の理事であった堀内長栄、赤誠会系の赤崎寅三（まもなく追放）らが就任した。また、全日本海員組合は、海運報国団の財産をうけついだのである。

産報組織を労資協調的な会社組合・御用組合に再編成していくこうとする努力は、中央だけにかぎられなかつた。

地方の職場における産報組織再編成の典型的な例として、「日本資本主義講座」第七巻は、つきのような事実をあげている。すなわち、三井鉱山彦島製錬所では、占領軍の労働組合育成に関する指令が発せられた後でも、共愛会（産報組織）は解体されなかつた。占領軍の指令ができるや、本社から「三井はGHQににらまれているから、まだ労働組合ができるいないことがわかると、財閥解体ともからんで将来のために悪いので、早く組合をつくれ」という趣旨の通知がきた。所長は、共愛会幹部を集め、「早く労働組合をつくつてもらいたい。そして組合に共愛会の仕事を受けつがせ、共愛会という名称は解消したい。そのために、会社もできるかぎりの御世話や援助をする」と説得したが、永年にわたって三井型温情主義労務管理に慣らされてきた従業員たちは、すぐについてはこなかつたので、労務係の一人が労働組合結成のために「専念せよ」と命ぜられた、という。

産報とならんで、戦時労働体制の中心組織の一つに数えられていた大日本労務報国会は、一九四五年九月三〇日に解散するや、「労労協会」と変名した。北海道における司法機関が、一九四六年八月、土建労働者にたいする不法監禁・虐待事件などについて、いつせい取締りをおこなつたさいの調査だけを例にとつても、一九四五年九月現在で監獄部屋制度下にある労働者は、一万数千名に達しそのほとんどが「労労協会」という看板を使った周施業者の手により、人身売買的な方法によつて募集されていたのである。（M. Farley; Some Aspects of Japan's Labor Problems）

